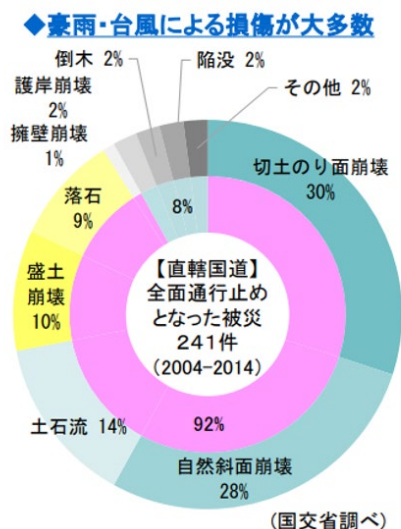




はじめに

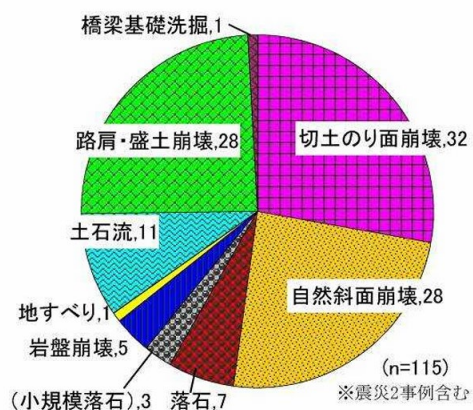
斜面インフラマネジメント協会は、「斜面構造物を重要なインフラと捉え、その健全性を保つための、総合的なマネジメント技術（以下「本技術」という。）の向上と普及を図る」ことを目的として令和7年1月に設立された。

斜面構造物が重要なインフラであることを示す2つのデータを紹介しよう。国土交通省が行った2004年～2014年間に直轄国道が全面交通止めになった241件の調査結果では、発生原因の58%が切土のり面・自然斜面の崩壊であった。



出典：<https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukoku/maintenance/pdf/h2902-shiryou4-1.pdf>

また、2008年～2011年に発生した115件の直轄国道災害形態の分析では、切土斜面崩壊と自然斜面崩壊の合計が60%であった。



出典：<https://www.zenchiren.or.jp/geocenter/lec-road/docs/bosai-tenken-2018.pdf>

上記の2つのデータは、交通インフラにおいて斜面の健全性を保つことが極めて重要であることを明確に示している。

この会長のコーナの欄では、いくつかのテーマを定めて2，3週間に1度程度の頻度を目途





に連載形式で筆者の考えを述べる。最初の連載テーマとして取り上げるのは、「斜面構造物等の法的位置づけと国土の強靱化・インフラの長寿命化の動向」である。

現時点において、日本では斜面構造物等は法的にはどのように位置づけられているのであろうか？斜面構造物はどのようなインフラ類型に区分されているのであろうか？行政ではどのような場面で斜面防災を重要と捉えているのであろうか？入手可能な情報をもとに斜面構造物等の取り扱いの現状を確認してみたい。情報調査は斜面インフラマネジメント協会による調査ではなく、筆者個人が行った文献調査であり、記述内容はすべて筆者の責任であり、誤りや誤解等があれば是非ご指摘をいただきご指導をお願いしたい。

第一話 インフラを取り巻く2つの動き

ここ10年ほどの間に日本のインフラストラクチャーに係る全国的でかつ継続的動きが2つある。一つは、2011年に発生した東日本大震災を教訓にした「国土強靱化」、他の一つは2012年に発生した笹子トンネル天井版落下事故を契機とした「インフラ長寿命化」である。

国土強靱化に関しては「国土強靱化基本法」が2015年に制定され、それに基づき国は「国土強靱化基本計画」を、地方自治体は「国土強靱化地域計画」を作成することになった。爾後5年を目途に改正が行われている。本法律は大規模災害に対する強靱化を目指すもので、国土強靱化地域計画は、地域ごとの地形・地質・気象特性・災害履歴および都市構造・産業構造を反映したものとなっている。

インフラ長寿命化に関しては、内閣官房「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が、2013年インフラ長寿命化基本計画を決定した。それに基づき、関連各省庁、地方自治体ではインフラ長寿命計画（行動計画）および個別施設毎の長寿命計画（個別施設計画）が制定され、これも数年おきに改正が行われてきている。

斜面構造物等を主に所管する省は国土交通省と農林水産省で、ここで取り上げる情報調査は、国土交通省からは道路分野・砂防分野、農林水産省からは農業利水施設・農道・林道・地すべり防止施設を主対象とする。

国土交通省は、2013年を「社会資本メンテナンス元年」と位置付け、老朽化対策に取り組んできている。この流れに合流してきたのが、2014年総務省から地方自治体への「公共施設等総合管理計画」の策定要請である。現在、多くの自治体では、インフラを主対象とする土木構造物と公共施設（ファシリティ）を主対象とする建築構造物を一括して「公共施設等」と捉え、インフラ長寿命計画（行動計画）を公共施設等総合管理計画に包含し、一本化した計画を策定している。地方自治体における国土強靱化地域計画および公共施設等総合管理計画の進捗状況は、下記の website で公表されている。

内閣府 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/tiiki.html

総務省 <https://www.soumu.go.jp/iken/kanrikeikaku.html>

インフラ長寿命化計画・公共施設等総合管理計画はハード対策に重点が置かれている計画であるが、強靱化計画はハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な計画であり、両計画の記





述内容は、耐震化対策・老朽化対策などの既設構造物のハード対策に係る記述では重なる部分が多い。当然ながら強靱化計画には、既設構造物のみではなく新設構造物も含まれている。

農林水産省は、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を2014年に取りまとめ、2021年には「予防保全型の老朽化対策の推進」としてアセットマネジメントの導入に向け行動計画を改定している。ここで検討する情報調査は、農業水利施設・農道・地すべり防止施設等を所管する農村振興局、治山・林道施設を所管する林野庁、および漁港施設等を所管する水産庁の行動計画である。

次回、第二話では、国土交通省の「インフラ長寿命化（行動計画）」に規定されている長寿命化の対象施設について情報を整理する予定である。

